

事 務 連 絡
令和4年2月1日

関係者各位

九重町役場健康福祉課

福祉用具貸与における踏み台付き手すりの取り扱いについて

平素より、本町の介護保険事業の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

踏み台付き手すりの貸与の取扱いについて、問い合わせをいただくことから、本町において、他市町村の状況等も踏まえ、再検討を行った結果、下記の通りといたしますことをご連絡いたします。

記

令和4年4月1日提供分より介護保険給付として、新たに踏み台付き手すりを貸与することはできませんのでご注意ください（現在既に貸与している場合は引き続き給付対象とします）。

しかしながら、特別なやむを得ない事由により必要性がある場合は、事前にご相談ください。

<理由>

国の解釈通知内の「複合的機能を有する福祉用具の取扱い」（平成12年1月31日老企第34号）において、「福祉用具の貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う」とされています。踏み台は福祉用具貸与の種目に該当しない機能であるため、踏み台の部分を含めての保険請求は原則できないこととなっています。

※ 踏み台部分については、自費や事業所負担にしている場合であっても、踏み台付きの品番で保険請求している場合、踏み台を含めての保険請求とみなします。

なお、踏み台なしの手すりを介護保険給付として貸与し、その手すりに区分可能な踏み台を自費や事業所負担により取り付けることについては、利用者の選択の範囲内であると考えます。